

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號六第 卷十三第

行發日一月六年九和昭

## 論叢

不動産の登録税に就きて……………法學博士 神戸正雄  
新勞銀基金說について……………文學博士 高田保馬

## 時論

現今の思想問題……………經濟學博士 作田莊一  
滿洲問題と國民主義……………經濟學博士 石川興二

## 研究

生産増加と貨幣需要……………經濟學士 中谷實  
北海道練定置漁業に於ける漁場動員……………經濟學士 岡本清造  
景氣觀測について……………經濟學士 祭原光太郎

## 說苑

定航海傭船契約に於ける特約條項……………經濟學士 佐波宣平  
百貨店出張販賣の本質……………經濟學士 堀新一

## 附錄

新着外國經濟雜誌主要論題  
本誌第三十八卷總目錄

(禁轉載)

## 北海道鯨定置漁業に於ける漁場動員

(下)

岡 本 清 造

四 鯨漁場占有の状態 以上將來の研究に俟つべき幾多の課題を呈示しつつ、北海道鯨漁場の動員につき一般的な考察を試みた。斯かる經濟的問題を有つ鯨漁場の動員が、現存の鯨漁業經濟機構、とりわけ鯨漁業の個々分散的小規模經營に適應せる分散的な漁場占有の状態の下に於て、漁業經濟上如何なる意義を有するか、の考察に入るに先だち、鯨漁場占有の状態に若干の分析を加へておかねばならぬ。

漁場占有状態並びに漁場經營状態に關しては、農地所有・經營状態に關するが如き精密な全般的調査がなされてゐないから、茲では不完全な材料に基きて概觀を得る程度で満足せねばならぬ。

先づ、最近の漁場私占の状態は、左表の示す如く極めて分散的である。但し、十ヶ漁場以上の兼併も亦決して看過すべきではない。(註一)

第一表 所有漁場數別漁場主調査表(昭和四年現在)

道廳水産課調査ニヨル

地方別	漁場數		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	34	35	36	38	39	
	總漁場數	總漁場主數																													
後志	八五四	三八七	二五	七九	三四	一九	二二	六	七	一			四	二	三	二	一														
小樽	五	四	三	一																											
石狩	一八三	六二	二八	一五	五	三	二	四		二																					
留萌	五〇九	二〇六	一〇七	四	二四	二二	五	三	四																						
宗谷	八〇九	三五八	一九六	七四	二七	二五	二二	六	六	三																					
計	二二六〇	一〇一七	五四九	二四	九〇	五八	三二	一九	一七	六	三	三	一	八	三	四	三	二	二	一	一	一	一	一							

第二表 漁場主別占有漁場數概括表

(道廳水産課調ヨリ計算概括ス)

漁場主別	所有漁場合計	内十ヶ漁場以上占有者數
個人名義	一九五二	九人?デ一五〇?漁場
會社名義	二四〇	八ヶ會社デ一五二ヶ漁場
銀行	四二	北海道・北拓ノ二銀行デ三六漁場
漁業組合	四一	
市町村	八二	余別、濱益、増毛、天賣ノ四村デ五四ヶ漁場
其他	一一	小樽水産學校信用組合

註一 右掲第一表に見る如く、北海道鯨漁場占有の一方の極には僅かに一乃至三漁場をしか有せざる小漁場主の大多數が居り、その對極には十ヶ漁場以上三十有餘漁場を有する極少數の大漁場主が居る。即ち、三漁場以下の小漁場主は各地を通じて漁場主總數の約九〇%を占め、北海道鯨漁場占有が如何に分散的であるかと明白である。之に反して、十ヶ漁場以上の大漁場主は、後志小樽に於て漁場主總數三九一の二・五%に相當する十一漁場主が漁場總數八五九の一六%に相當する一三九漁場を、石狩に於ては濱益村有を除きて漁場主總數の三%に過ぎぬ二漁場主が漁場總數の三〇%に相當する二八漁場を、留萌に於ては町村有を除いて漁場

主總數の二・五％に過ぎぬ五漁場主が漁場總數の二〇％に當る一〇二漁場を、最後に宗谷に於ては漁場主總數の一・六％に過ぎぬ六漁場主が漁場總數の一・二％に當る九七漁場を占有してゐる。前掲第二表は全道春鯨定置漁場二三六〇が分有せられてゐる主要群を示すものであるが、<sup>(註三)</sup>第一表と併せ見るときは、鯨漁場占有の現状を大體明白に窺ひ得るであらう。

註二 第二表に見る如く鯨漁場は現在個人(私會社)有が壓倒的であつて、漁業組合有が微少である。是れ北海道鯨漁場占有状態の一特徴であるといはねばならぬ。

元より漁場占有と漁場經營とは別個の範疇に屬することは、現在漁場貸借經營の存するによりても明かであるから、漁場占有状態を示すには更に漁場を賃借・自營別に分ちて其の分散・集中の統計を作製するに非ざれば、漁場占有の經濟關係を明確に知ることが出來ぬ。併し材料の整はざる現在では、前掲表と關聯して、次の如き鯨漁場經營の分散状態を併せ觀ることを以て満足せねばならぬ。

「建網類は一漁業者一統經營を普通とすれども、後志天鹽北見利尻禮文には一人にて二三ヶ統を經營する者多く、中には四乃至六統を經營する者稀には八九統に及ぶ者もあり、……又漁場主一人にて二十四内外を有する者なきに非ずと雖も此等は多く賃貸するか若くは内若干を直營するに過ぎず」<sup>16)</sup>

されば、現在見るが如き分散的な漁場私占の状態は大體一漁場一經營の小規模分散的な經營方式に適應せるものである、と概言することが出来る。

偕て漁場動員の前提であり且つその結果である所の漁場私占の状態について、分散化か若くは集中化かの長期に亙る一般的傾向を考察することは、必要な調査資料の備はらざる現在では殆ど不可能であり、又地域別・年次別に漁場動員現象を整理し、漁場賣買の行はるゝ率や頻度を明か

16) 北海道廳「産業調査報告書第十五卷水産ノ部其一」(大正四年)九頁。

にし、之に漁場の取引價格の指數を配し、更に此等を前掲の漁場價格決定諸要因の指數等と關聯せしめて考察し、以て漁場動員現象を内容的により、一層明瞭ならしめることは、是亦資料不備のために全く不可能である。故に茲には精密な調査を將來に委ねることとし、資料の不備不完全を意識しつつ、蒐集し得た材料に基き、漁場私占の一般的傾向を概説し、將來の調査に一の指示を與へるに止めようと思ふ。

明治二十年代の北海道に於ける漁場占有と漁場經營との状態に就いては、記述が此等兩範疇を峻別してゐないから、それに依つて精確に之を明かならしめ難いが、其の示す所に依れば、地方的には可成り甚しき相違の存するは勿論であるが、大體に於て、漁場の數からのみ見れば、比較的多數の漁場を占有し經營せる者が多數あつた如くである。是れ蓋し、一には當時尙ほ舊請負人の過大占有形態が残存せると、二には個々の經營漁場面積の狹隘なりしとに因るものであらう。<sup>17)</sup> その後の全道一圓の練漁場占有狀況を示す調査が缺けてゐるから、特に練漁業地として全道中上位にあつた厚田・濱益兩郡につき、明治三十年頃の狀況を窺ふこととする。

厚田	明治十八年	明治二十七年	十八年以來 繼續漁場主	明治三十六年	二十七年以來 繼續漁場主	十八年以來 繼續漁場主			
	漁場數	漁場主					漁場數	漁場主	漁場數
濱益	五四	二八	七五	四五	一七	九九	四〇	三〇	一五
	六七	四四	一五〇	四三	三七	一三二	三七	三三	一七
計	一一一	七二	二二五	八八	五四	二三一	七七	六三	三二

17) 村尾元長「北海道漁業志要」三三五頁一三三七頁の詳述を見よ。次で明治三十年代初頭の狀況に於ても、大したる相異なく、建網・引網を合せ八十統若くは五六十統を有する大漁業(場)主から最少きは一統を有するに止まる者あり、中位の者は五統乃至七八統を有した。〔内務省北海道課「北海道漁業取調書」(明治三二年一三四四年調査)一明治三五年刊一、三七頁一三九頁〕

右表に依ればイ漁場の人格的移轉の甚しきことロ漁場移轉が漁場兼併を伴ふことが明かである

註「其ノ然ル所以ヲ考察スルニ(一)前ニ述ベタルガ如ク角網使用以來魚群沿岸洄游ノ自由ヲ制セラレタルニヨリ來游ノ衝ニ當リタル漁場ノミ好漁ヲナシ他ハ多ク之ニ與ル能ハズ、然ルニ大漁業家ハ各所ニ漁場ヲ有スルガ故ニ甲ニ少クモ乙ニ多ク丙ニ凶漁ナルモ丁ニ豐收スルガ如ク期セズシテ所有各漁場ニ相互保險ノ如キ關係ヲ生ズ(二)年ニ依リ來游ニ厚薄アルハ勿論ナルニ小漁業者ハ兩三年ノ不漁ニ際會セバ忽チ倒レザルヲ得ザルニ反シ大漁業家ハ能ク不漁ニ堪エテ豐漁ノ年ヲ俟ツニヨリ永年ノ間ニ利益ノ平均ヲ保ツコトヲ得。乃チ兼併ハ止ムベカラザルノ勢ナリ」と註解せられてゐる。

右掲報告は漁場自營を前提してゐる如く、漁場占有と漁場經營との分化を前提せず、随つて漁業經營の集中即漁場私占の兼併を問題にしてゐる如くである。仍て之と關聯せしめて漁場經營集中の傾向を、濱益郡のみに限られたる資料を基礎として窺はう<sup>18)</sup>

鍊建網漁業經營大小別	明治三十年	同三十七年	同三十八年	三十年百ニ對スル 三十八年ノ割合
(A) 三ヶ漁場以下施行漁業者	二五人	二一人	一七人	六八
(B) 三ヶ漁場以上施行漁業者	一二人	一六人	一九人	一六八
(A) 百ニ對スル(B)ノ割合	四八	七六	一一二	二三三

即ち右表の示す如く、濱益郡に於ては漁場經營の集中傾向、多數漁場の同一漁業者による統合的經營の發展方向が見られる。<sup>(註)</sup>

註 これに關しては「漁網沖出大ナルトキハ洄游ノ自在ヲ失フガ故ニ前記突入地點ニ當レル部面ニ於テハ好漁ヲ得ベキモ他一般多數ノ漁場ニ於テ殆ド收穫望ナク爲メニ地方ニ於ケル總漁獲高ニ益スル所ナキニ止マラズ各網ノ收穫ノ上ニ非常ノ逕

18) 明治三六年、札幌支廳編、技手澤田鎮城氏調査報告「漁業經濟ニ關スル意見ノ概要」二一頁一二三頁。  
 19) 濱益郡組合長山崎龜藏氏「鍊建網漁業ノ經營方法變更ニ關スル意見」九頁十頁

庭ヲ生ゼシメ延テ鯨漁業ハ天運ヲ俟ツノ外ナキノ觀ヲ増大セシム。而シテ任天射倖ハ着實勤勉節約忍耐等ノ美德ト全ク相容レズ博者ノ快ヲ一時ニ取ルガ如キ風習ヲ馴致シ奢侈浪費至ラザルナク資本ノ増殖ヲ阻碍シ風紀ヲ紊亂シ住民ノ土着心ヲ薄弱ナラシムル等種々ノ弊害ヲ助長セシムルニ止マラズ薄資者ハ一蹶再ビ起ツ能ハザルニ反シ巨大ノ資本ヲ抱擁スル大漁業者ニ在リテハ全沿岸各方面ニ漁場ヲ所有スルガ故ニ彼此豐凶相補ノ便アリ且持久力強大ニシテ薄漁ニ次グ大漁ヲ待ツノ便益ヲ有シ漁撈成績上方面ト歳次トノ統計的平均ヲ得テ愈々益々膨大ヲ致シ群多ノ小漁業家ヲ併呑シ貧富ノ懸隔年々ニ甚シカラシムル等社會的部面ヨリ之ヲ見ルモ又實ニ默過スベカラザル事相ナリトス」と加註されてゐる。

以上によれば、鯨漁業經濟の領域に於ても、漁業經營の集中及び漁場占有の兼併の傾向が存し資本制經濟に一般的な集中の法則が存する、と見ることが出来る。併乍ら、此傾向を一面的に推進めて行くことは決して妥當ではない、蓋し、それは事象の半面たるに止まり、他方に於て漁場經營の分散と漁場占有の分散との状態を固執せしめ、若くはそれを促す經濟的諸條件の存することを見逃し得ないからである。<sup>(註)</sup>

註 茲に分散的漁場私有状態を固執せしめ、或は之を促進する經濟的諸條件の總てにわたり考察する餘裕がないから、唯漁場動員に關する限りに於て考察する。漁場の集中的占有と多數漁場の綜合的經營とは既述の如く資本制社會に適應する鯨漁業經營鞏化の主要な方法であるとは云へ、新に鯨漁業界に入來つて斯かる經營を組織せむとするが如き漁業者は少くとも一般資本家と同様に平均率の利潤の實現を目指し、従つて與へられた經濟事情の下に於て彼が漁場獲得の爲に支拂ひ得べき價格は、當然此利潤率によりて限界を受けざるを得ず、又資本家的打算に於て評價されざるを得ざるに反し、現に漁場の大部分を占有してゐる小自營漁場主や、漁場に對して緊迫的需要を有する小漁業者は、資本家的打算を逸して高く漁場を評價してゐるから、或は彼等から漁場を買取り、若くは假令漁場が市場に提供さるゝことありとしても價格競争に於て此等小漁業者に打勝つことは、必ずしも資本家のなし得る所ではない。漁場を市場に提供する者にとつては、該漁場の高價なる原因

の如何や漁業經濟上の影響如何は全く彼の介意せざる所にして、唯高き價格で賣れて甘く利益をせしめさへすれば宜いのである。釧路漁業の全發展を促すべき漁場統合組織の實現も、個人主義的な漁場占有や現存の漁場動員の諸條件の下では、困難な障礙に逢着してゐるのである。但、釧路漁業が資本制的に合理的な經營組織を實現するか否かは、常に漁場價格の高低に依るのみではなく、廣く一般經濟事情の如何に懸る問題である。

此等諸條件を綜合して考慮せば、漁場占有につき次の如き一般的傾向を暫定的に推定することが出来ゝ。即ち(一)中層漁場主の落層による一方に於ける小漁場主の多數的分散と他方に於ける大漁場主の少數的集中との傾向、(二)大漁場主は其有する漁場を個別的に小規模經營者に賃貸するの傾向、(三)漁場賣買の自由は即ち漁場主が漁場占有を不利と見做す場合に之を賣却して他に投資部面を求め漁業界から身を退く自由であるが、漁場の賣却は大漁場主にあつては小漁場主よりもより自由より有利に之を行ひ得るから、需要事情に應じて、漁場は大漁場主から群多の小漁場主に分散するの傾向がある。斯かる推察の實證は之を將來の材料の蒐集と整理に俟たねばならぬから、茲には唯將來漁場占有状態に關する材料取扱上注意すべき諸點を摘示しておくに止めたい。<sup>(註)</sup>

註 時代別に、大中小漁場主分類をなし各階層の漁場主總數に對する比率を算出し、該比率の年次の動向を考察すること第二に漁場主の自營・賃貸分類をなし兩部類の相對的地位の年代的動向を見、更に之と第一表と對照すること、第三に現實に賣買された漁場を捉へて、之に研究上必要な類別をなし、年代的に比較して、以て一般的傾向を見出すことが必要である。漁場占有状態の年代的比較に於ては、右述の漁場主階層構成状態を基礎とせねばならぬ、蓋し別に詳述する如く、個々の漁場の面積が漸次擴大し従つて沿岸全漁場數が漸減する傾向にあるから、所有漁場數そのものに基く比較は無意味であるからである。<sup>(註)</sup>

註 尙材料蒐集上注意を要することは、漁場賣買の件數を悉く集計し得ざることである。法制上漁場に關する事項は登録

すべきこととなつてゐる(漁業法及び漁業登録令)が、恐く漁場賣買の全てが登録されるのではなからう。更に若し時代を溯つて漁場賣買を取調べむとする時には、既に(脚註4)所述の如く法令禁止の下に行はれた漁場賣買に逢着するが、此等を集計することは恐く全く不可能であらう。其故に、前掲引用表の如きも何處まで事實を正確に捕捉したか、其信頼性が一應疑はれるが、大體本稿に述べる所を傍證する程度に於ては間に合ふ資料であらうと思ふ。

斯の如く北海道鯨漁場占有に就いては二つの相反する傾向が見られるが、現在では前掲表の示すが如く、小規模・分散的な漁業經營の壓倒的な存在と之に對應せる小漁場主の分散的な存在との状態が、鯨漁業經濟機構上特徴的な事實であり、且つ此の状態が現實に漁場問題を喚起してゐると見るべきである。然らば、斯かる漁場私占状態と漁場動員とが相交錯しつゝ漁業の全發展に如何なる影響を及ぼすか、を考察しよう。

**五 分散的小經營に對應せる漁場分散状態の下に於ける漁場動員の經濟的意義 漁場の自由**

轉動の條件が一般的に成立して漁場が價格を有つに至るや、小漁業者による漁場の細分的占有の状態の下では、或は遺産分割や共有分割に際し之を貨幣額に見積つて相續し又は占有し、或は自ら漁場を購入(多くは抵當附借入金を以て)したりすることの行はれる結果、此種漁業者にとつては漁場價格は事實上生産費の一要素となる。換言せば、資本化された漁場賃料収益たる此漁場價格が漁業經營上豫め前提されねばならぬ一要素となる。而も漁場價格たるや、不斷に、且つ屢々純資本制的な水準價格を超えて、騰貴する傾向にある。

抑々漁業生産の組織としては個別分散的漁場自營の形態は、其性質上漁業労働の協合組織の發

達や漁業資本の集積や其他漁業生産の發達を促す諸條件を排除するものであるが、斯かる漁業形態と結合せる漁場動員は愈々益々これを助長する、何者、漁場動員は漁業者をして漸騰傾向の漁場價格に資本を向けざるを得ざらしめ、必然的に現實の漁業經營上の資本を制限せしめる結果、生産機關の限り無き分散化と漁業者相互間の個別隔在化とを益々甚しからしめるからである。即ち漁場の利用そのものにとつて外來的な此漁場價格なる一要素が漁業生産の經濟的諸條件を累加的に悪化し、漁業者の境遇を悪化する一因であるからである。次に漁場の私的占有と漁場の合理的經營との間に横はれる斯の一般的な矛盾は、漁場の動員過程に於て、右述の如く漁場價格が自營漁場主にとりて一の費用要素であることと、夫にも拘らず漁場價格が漁獲物市場價格若くはその水準たる漁獲物生産價格の中に必然的には入込まぬといふこととの矛盾となつて現れる。惟ふに、小漁業者の漁場占有の状態の下では、此等漁業者が漁場を利用し又其目的で漁場を購入するためには、通例の資本制經濟事情の下に於けるとは異り、必ずしも漁獲物價格が漁業者の手に平均利潤や況や漁場價格に固定せる資本の利子やを齎らすに充分な程度に迄騰貴することを要しない。

漁獲物價格が假令比較的に低くとも、彼等は自己の資本家としての地位の劣弱による貧窮と漁業労働者の過度の搾取とを犠牲にして、一般的には不利と見らるる條件を以て敢て漁場を購入せざるを得ず、又事實購入する。その結果、例へば金利が比較的の高い場合でも漁場價格が高く定められ、従つて、漁業者が漁場購入に投じた資本部分から受け得る収益の比較的低きに對して、彼

自らは前漁場主若くは抵當權者（抵當附借入金を以て購入した場合）に高率の利子を支拂はねばならぬといふ對立的な現象が生じるのである。<sup>(註二)</sup>

註一 漁場賃料・漁場價格の利子相當分が漁獲物價格に決定的要素として入込み得ることもある。例へば、漁獲物價格が獨占價格である場合或は漁業が純資本制的に經營され且つ該漁業資本組成の低位と漁場獨占とに條件づけられたる賃料部分の如きに於て。併し此場合でも、十年若くは二十年と長期にわたつて前貸された所の資本化された漁場賃料即ち漁場價格は必ずしも斯様に單純に價格決定要素として漁獲物價格中に含まれるものではなからう。況や、漁業經營が純資本制化せず資本制的諸條件の未熟な現在の練漁業に於ては、漁場價格は漁業者の負擔を加重する一條件であると見なければならぬ。

註二 漁場購入資金融通上の諸事情は本稿に續く漁場抵當の稿で詳述するが、小自營漁場主の頼り得る金融條件は、漁場價格を水進的に決定する所の一般的金融條件ではなくて、高利貸的な條件であるから、彼等が自己の頼り得る條件からは全く不利な高價で漁場を購入せざるべからず、従つて現實の漁場收益價格と現實の漁場購入價格との間に大なる逕庭が生じるに相違ない。此の不利、此の差額は如何にして社會的に埋合されるであらうか。不利な個々の小自營漁場主の破産と新たな小自營漁場主の代替的出現、斯かる事情の下では、漁場動員過程は畢竟漁業の發展に對する惡無限の循環に他ならぬであらう。

總じて小規模漁業經營者に對しては高利貸や商業資本家の貪婪飽くなき觸手が延べられる。漁場購入に際しても此等資本家は高利の漁場抵當貸金の形態に於て屢々小漁業者の漁場占有を實質的に衰頹せしめ、漁業者の經濟的諸條件を益々惡化せしめる。此等諸壓迫は小漁業者をして愈々益々漁場資源の焦燥的な顧慮なき掠奪と人間勞働力の蕩盡とに向はしめるのである。斯かる經濟關係の下では、協同的な恒久的な資源としての漁場の合理的な經營は全く排除せられて失ひ、又漁業勞働手段の改善は放擲され、勞働生産力を増進せしむべき諸手段の利用は閑却されざるを得ざるは勿論、漁夫の海上勞働の危険を避けることさへ見棄てられ、多數人命の喪失を避けること

さへ困難であるのである。

上來述べ來りたる如くに、漁場の私的占有の形態であり又結果たる漁場價格は漁業生産の合理的發展に對する制限として現れ、漁場の動員は漁業生産の經濟的後進性を固化するの役割を演じてゐるのである。要約すれば、現在北海道鯨漁業に於けるが如く小規模漁業經營と之に對應せる漁場の細分的占有とが支配的に存してゐる所では、漁業者が勞働の社會化に必要な資本を缺き、新漁業技術を導入し得る前提的諸條件が備はらず、更に相互競争的な小漁業者の孤立的隔在は高利貸・商業資本に跋扈の餘地を與へ、漁獲物市場關係を亂脈ならしめ、漁場全般の荒廢を招く等漁業經濟上劣惡な諸條件が存するが、<sup>(註)</sup>漁場の動員は、既に詳述した如く此等諸條件を更に惡化せしめるのである。鯨漁業經濟條件の斯の如き累加的惡化は分散的漁場占有に立脚せる小規模の自營漁業者の存續を愈々困難ならしめ、彼等から漁場を收奪し、遂に資本制漁業成立の前提を開くではあらう。併し、鯨漁業に於て、現在の如き低位な漁業生産方法を乘超えて資本制經營方法が實現し、純資本制機構が成立するに至るや否やは、漁場關係以外に更に他の諸事情の如何に懸る所の問題である。

註 北海道鯨漁業の現在の孤立分散的經營が現代の資本制一般經濟との聯關に於て如何に不合理な經濟關係を生ぜしめてゐるかは、漁場關係の分析に續く稿で詳察するであらう。

大規模の資本制經營と之に適應せる集中的な漁場占有形態の存する場合にも、漁場の個人主義

的占有が漁業生産への投資を拘束する點、漁場の私的占有が漁場動員を通じて漁業生産の全發展を阻碍する點に於ては、上來述べ來りたる所と本質的には毫も變りはない。又此場合に於ても、漁業經濟の個人的營利組織の存する限り、漁業者と漁場主とを可及的に富ましめむがために漁場を利用し、漁場の荒廢を結果することは不可避的であらう。併し、他面に於て、多數漁場の集中的占有と統合的經營とを以て漁業を資本制的に強化し得べき大漁業組織に於ては、凡ゆる方面に漁業の資本制的統制の可能性が開け、小規模の分散的經營や小漁場主の分散せる現在よりは漁業生産上優れた諸條件が形成されるであらう。純資本制諸條件の下に於ける漁場動員を考察することは北海道鯨漁業に現存の漁場諸關係を分析せむとする本稿の範圍外に屬する。

### 第三 結 語

其の成立の當初に於ては北海道全沿岸に多數の建網漁業經營者の漁場利用を誘致し、鯨漁業發展の實現に役立つ所ありし漁場の自由な動員は、今や、個別分散的・隔在的な小規模漁業者の相互競争的な經營と結びつき、而して斯かる經營方法と經營組織とを固化し、資本制經濟によく適合せる鯨漁業經營組織の實現を遲滯せしめ、而も全漁場の内容を荒廢せしめ、鯨漁業の生産諸條件を惡化せしめる等、鯨漁業全體の合理的發展に對する阻碍的な一條件に轉化するに至つてゐるのである。是れ、現存の個人主義的な漁場關係の一般的不合理性が、漁場の動員を通じて現れ來れ

る具體的な容姿である。

以上私は本稿に於て、右述の諸點を考察し、鯨漁業界が現に當面してゐる漁場諸問題を其基礎に於て大體説明した積りである。言ふ迄もなく、漁場動員に關する一般理論的諸問題の一層深き分析や、又より具體的に展開せしめねばならぬ各個の諸問題の研究は、本稿では唯問題の呈示に終り、之を將來に遺した。次に本稿に於て漁場動員過程の斷面に於て捕へた如き北海道鯨漁業經濟機構の特質は、今やこれに適應せる諸特徴を有せる鯨漁業恐慌のために解體しつつある。北海道鯨漁業が近代資本制經濟下に經過し來りたる景況については、大體明治三十年代迄を以て發展の上昇期、以後現時に至る迄を下降期と見做し得るが、此間の上昇的・下降的な動き特に現在の鯨漁業の危機との關係に於て、漁場動員を促へて、諸問題を分析する必要がある。鯨漁業の危機は、北海道鯨漁業の全經濟的機構の體制的分解と資本制的鞏化とを、鯨漁業合同問題として現實にその日程に上せた、漁場の賣買、漁場價格の問題も亦現實の問題であるのであるが、これに關する考察は、本稿に次いで鯨漁場抵當關係を取扱ひ、現存鯨漁場諸關係の大體の研究を了へたる上で、試みるであらう。(昭和八・十二・二〇)